令和８年（フ）第４８０６号
大阪府吹田市五月が丘西６番３―805号
債務者　橋本　　勉
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８９４号
大阪府八尾市安中町１丁目７番14号
債務者　内山田康子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９４８号
大阪府東大阪市長堂２丁目６番18号　エバーグリーン布施　202号
債務者　眞鍋　康子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９８号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目18番37号、住民票上の前住所沖縄県那覇市真嘉比２丁目12番11号　河智ハイツ201
債務者　戸坂　　裕
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１１号
栃木県佐野市奈良渕町304番地25　プレミアム・グランデＥ棟106号室
債務者　築地　勝人
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１１５号
千葉県君津市内箕輪１丁目14番25号、前住所千葉県君津市内箕輪１丁目14番26号
債務者　小澤　英二
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５８号
千葉県君津市中野２丁目９番16号
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１７５号
千葉県木更津市高柳3528番地１
債務者　籾木ゆかり（旧姓山本）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２７２号
東京都八王子市中野山王３丁目15番３―208号中野山王三丁目アパート
債務者　飯銅しげ子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４４０号
東京都三鷹市北野１丁目１番25号グリーンハイム北野101
債務者　飯田　廣子（旧姓内藤）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１９号
東京都日野市大字日野878番地ラヴィーヌ日野208
債務者　髙田　邦弘
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３３７号
静岡市駿河区登呂１丁目19番34―２号　シャンティ201
債務者　酒井惠美子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４８９号
静岡市清水区北脇新田142番地　リヴィエール・ラフィネ102
債務者　井出　史織（旧姓　由木）
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０８号
静岡市清水区江尻台町４番１―703号
債務者　佐藤　伸一
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５４５号
静岡県焼津市一色270番地の１　ランセエフＢ202
債務者　越沼なつみ
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０４号
広島県呉市神山３―１―24
債務者　正原　　太
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第５５号
山口県岩国市南岩国町二丁目61番１―102号
債務者　Ｊｕｎｏこと森下真由美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
山口地方裁判所岩国支部